

山口県報

令和8年
7月7日
(火曜日)

目 次

- 条例
山口県議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………
山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例……………

山口県議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十一号

山口県議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会の議員の定数に関する条例（平成十四年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
本則中「四十七人」を「四十五人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十二号

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「区域」の下に「及び大島郡周防大島町の区域を合わせた区域」を加え、同条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

第二条の表下関市選挙区の項議員数の欄中「九人」を「八人」に改め、同表岩国市・和木町選挙区の項議員数の欄中「五人」を「四人」に改め、同表柳井市選挙区の項を次のように改める。

柳井市・周防大島町選挙区	柳井市の区域及び大島郡周防大島町の区域	二人
--------------	---------------------	----

第二条の表周防大島町選挙区の項を削る。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。